

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例・規則の改正

1. 条例の改正（別表の改正）

別表（抄）

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭系廃棄物 処理手数料	市が家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）を収集、運搬及び処分するとき	規則で定めるごみ袋1枚につき、1リットル2円として規則で定める額
		規則で定めるごみ袋で排出できないもの 240円以内で市長が定める額
	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	10キログラムにつき 90円



別表（抄）

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭系廃棄物 処理手数料	市が家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）を収集、運搬及び処分するとき	規則で定めるごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納できるもの指定ごみ袋1枚につき、1リットル2円として規則で定める額
		指定ごみ袋に収納できないもの 1,000円以内で規則で定める額
	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	10キログラムにつき 90円

2. 規則の改正

(1) 条文の改正

(家庭系廃棄物処理手数料の額)

第15条の5 条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項金額の欄に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 10リットル袋 20円
- (2) 20リットル袋 40円
- (3) 30リットル袋 60円
- (4) 40リットル袋 80円



(家庭系廃棄物処理手数料の額)

第15条の5 条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項金額の欄に規定する規則で定める額は、第9条第1項第2号に規定する袋、シール及び券の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 指定ごみ袋 次に掲げる額

- ア 5リットル 10円
- イ 10リットル 20円
- ウ 20リットル 40円
- エ 30リットル 60円
- オ 40リットル 80円

(2) 大型ごみ処理シール 次に掲げる額

- ア 250円
- イ 500円
- ウ 1,000円

(3) ごみ処理券 次に掲げる額

- ア 80円
- イ 160円

2 前項に規定する大型ごみ処理シール及びごみ処理券の対象区分、品目及び金額は、別表のとおりとする。

(2) 別表の追加

3～5ページのとおり

(3) 様式の改正

6ページのとおり

規則別表（第15条の5関係）

1 大型ごみ処理シールの対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートルを超え、2メートル以内のもの	オルガン・電子オルガン・電子ピアノ	1,000
	カラオケ演奏装置	1,000
	サイドボード・リビングボード・ローボード	1,000
	水槽	1,000
	ステレオセット（アンプ、チューナー、デッキ及びスピーカー）（一体型を含む。）	1,000
	洗面化粧台・シャンプードレッサー	1,000
	ソファ（応接用で2人掛け以上のもの）	1,000
	卓球台セット（卓球板及び台脚）	1,000
	たんす	1,000
	机（両そで又は片そで付きのもの）	1,000
	灯油タンク（容量が90リットルを超えるもの）	1,000
	戸棚類（食器棚、茶たんす、本棚、ライティングデスク等）	1,000
	ベッド（ダブル又は2段）（ベッドマットレスを除く。）	1,000
	ベッドマットレス（スプリング付きのもの）	1,000
	浴槽・庭池	1,000
	ロッカー（幅が50センチメートルを超えるもの）	1,000
	アンプ（楽器用）	500
	オーディオラック	500
	鏡台	500
	げた箱	500
	健康器具（ぶら下がり器、ランニングマシン、サイクリングマシン等）（モーター式を除く。）	500
	子供用遊具（滑り台又はぶらんこ）	500
	ゴムボート（底板付きのものを含む。）	500
	米びつ・レンジ台	500
	敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳を超えるもの）	500
	ソファ（応接用で1人掛けのもの）	500
	畳	500
	テーブル（折りたたみ式を含む。）	500
	テレビ台	500
	流し台・調理台	500
	ベッド（セミダブル、シングル、折りたたみ式又はパイプ）（ベッドマットレスを除く。）	500
	ペット小屋	500
	ホームラック・スチールラック（背板、側板等がないもの）	500
	ミシン	500
	リヤカー	500
	ロッカー（幅が50センチメートル以下のもの）	500
	編み機	250
	衣装箱・プラスチック製多段式収納箱	250
	いす（ベンチ、折りたたみ式、パイプ等）（応接用を除く。）	250
	衣類乾燥機台	250
カラーボックス	250	
キーボード（楽器用）	250	
クーラーボックス	250	
車いす（電動式を除く。）	250	
弦楽器（ギター、エレキギター等）	250	
コート掛け	250	
子供用遊具（滑り台及びぶらんこを除く。）	250	
コンポスト容器	250	

サーフボード	250	
作業用台車・手押し車	250	
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳以下のもの）	250	
室内用物干し	250	
自転車・一輪車	250	
芝刈機（手押し式のもの）	250	
車両用ルーフボックス	250	
照明器具（シャンデリア、電気スタンド、リングライト等）	250	
食器（洗い）乾燥機	250	
スーツケース	250	
スタンドミラー（姿見）	250	
ストーブガード	250	
スノーダンプ	250	
スノーボード	250	
すのこ	250	
スピーカー	250	
ズボンプレスサー	250	
扇風機	250	
掃除機	250	
そり	250	
建具（網戸、障子、ついたて、ふすま等）	250	
テレビアンテナ	250	
電気こたつセット（こたつ本体及び天板）	250	
電気ストーブ	250	
テントセット（天幕及び支柱）（キャンプ用に限る。）	250	
灯油タンク（容量が90リットル以下のもの）	250	
はしご・脚立	250	
布団セット（布団及びスポンジマットレス）（2枚まで1セット）	250	
ベビー用具（ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、ベビークラック、チャイルドシート等）	250	
床暖房パネル（床上敷タイプ）	250	
棒状のもの	アコーディオンカーテン	250
	煙筒	250
	カーテンレール	250
	かさ（パラソル）	250
	熊手	250
	ゴルフ用具セット（バッグ及びクラブ）	250
	スキーキャリア	250
	スキーセット（スキー及びストック）	250
	スコップ（除雪用を含む。）	250
	スノーブラシ（車用）	250
	剪定木（廃木材）	250
	つっぱり棒	250
	釣りざお	250
	デッキブラシ	250
	ブラインド	250
	ほうき	250
	モップ（床拭き用具）	250
	物干しざおセット（さお及び支柱）（さお4本及び支柱2本まで1セット）（土台を除く。）	250
	レーキ	250
	ロールカーテン・ロールスクリーン	250
棒・パイプ類（金属製、プラスチック製、木製等）	250	
板状	ダンボール	250

等のもの	発泡スチロール材（魚箱、梱包材等）	250
	木（ベニヤ）板・プラスチック（塩化ビニル樹脂）板・ガラス（鏡）板・金属（トタン）板	250
最大辺の長さにかかわらずのもの	給湯器（家庭用ボイラー）	1,000
	コンプレッサー（家庭用）	1,000
	オイルヒーター	500
	ガスレンジ（ガステーブル）	500
	芝刈機（電動式のもの）	500
	自動車用部品（シート、シャフト、スプリング、ドア、ホイール、ボンネット等）	500
	ジャッキ（油圧式のもの）	500
	除雪機（電動式のもの）	500
	水中ポンプ（家庭用）	500
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式以外のもの）	500
	ドラム缶	500
	風呂釜	500
	うす（石製に限る。）	250
	縁石（地先境界ブロック）	250
	ガスカセットコンロ	250
	がれき類（アスファルト、コンクリート、タイル、レンガ、ガラス等の破片）（10リットルまで1セット）	250
	給湯器（瞬間湯沸器）	250
	工具類（スパナ、レンチ、ハンマー、バール、携帯ジャッキ等）（5個まで1セット）	250
	コンクリートブロック（2個まで1セット）	250
	炊飯器（ガス式のもの）	250
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式のもの）	250
	石膏ボード（1畳まで1セット）	250
	漬物用重し	250
	つるはし	250
	鉄アレイ・ダンベル・バーベル	250
	電動工具	250
ボウリングのボール	250	
物干し台	250	
レンガ（4個まで1セット）	250	
重量、形状、処理困難性等において、上記品目と類似性のあるもの	当該類似品目の金額	
上記に掲げる以外の品目	250	

2 ごみ処理券の対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートル以内のもの。ただし、大型ごみ処理シールの対象を除く。	最大辺が50センチメートル（枝木、廃木材等の木類にあっては、最大辺が1メートル）以内のもの	80
	最大辺が50センチメートルを超え、1メートル以内のもの（上記の木類を除く。）	160

備考

- 1 最大辺とは、排出するごみ1個の最も長い辺（円形のものにあっては、直径）の長さをいう。
- 2 金額は、品目1個（セット）ごとに適用する。
- 3 品目1個（セット）の重量は、100キログラム以内とする。
- 4 棒状のもの、板状等のものにあっては、市長が別に定めるところにより束にして、品目1個（セット）として排出することができる。

規則様式（第9条関係）

第1号様式



第1号様式の2



注 袋は半透明と、地の色は無着色と、文字その他の記載事項は赤色とする。

備考 指定ごみ袋10リットル、20リットル、30リットル及び40リットルについては、この様式中「5リットル」をそれぞれ「10リットル」、「20リットル」、「30リットル」及び「40リットル」とする。

注 地の色は薄緑色と、文字その他の記載事項は赤色及び黒色とする。

備考 大型ごみ処理シール500円及び1,000円については、この様式中「250円」をそれぞれ「500円」及び「1,000円」とする。

第1号様式の3



注 地の色は薄赤色と、文字その他の記載事項は赤色及び黒色とする。

備考 ごみ処理券160円については、この様式中「80円」を「160円」とする。